

横浜市税 Q & A

事業所税の非課税対象施設について

Q 事業所税においては、事業主が勤労者等の福利厚生のために供する施設（福利厚生施設）を非課税対象施設として課税対象面積から控除するよう規定していますが、次のうちの施設が福利厚生施設に含まれますか。

社員寮、社宅、体育館、更衣室、浴場、売店、食堂、休憩室、娯楽室、研修所、宿泊室、診療室、理髪室、仮眠室、喫煙室

A 事業所税は、大都市における都市環境の整備及び改善に要する費用に充てるため、事業所等において事業を行う者（事業に係る事業所税）又は事業所用家屋の建築主（新增設に係る事業所税）に課税される目的税です。

事業所税においては、勤労者等の福利厚生のための施設は、それらが直接事業活動の用に供されるものではないことから非課税措置が講じられていますが、事業所税における福利厚生施設とは、専ら（80%以上をいいます。）勤労者等の利用に供する福利または厚生のための施設をいうものとされています。

例示の施設のうち、体育館、売店、食堂、娯楽室、診療室及び理髪室は、一般的に福利厚生施設に含まれるものと取り扱って差し支えないものです。

更衣室、浴場、休憩室、宿泊室、仮眠室及び喫煙室については、当該施設が当該事業所等の業務用施設と認められるもの以外のもは福利厚生施設として取り扱って差し支えないものです。業務用施設として設置されているかどうかは、あくまで当該施設の使用形態の実態等によって判断されなければなりません。一般的にデパート及び銀行等において就業規則等でユニホームの着用が義務付けられている女子に係る更衣室や、鉱工業等における現業部門に限定して設けられている浴場等は業務に係る施設として取り扱うべきものであるとされています。研修所は、福利厚生施設には該当しません。

社員寮及び社宅は、人の居住の用に供する施設であ

るため、事務所等に該当しないので事業所税の対象にはなりません。

詳しくは、区役所課税課市民税係までお問い合わせください。

住宅の建て替えに伴う固定資産税について

Q 住宅の建て替えを検討しています。立て替えに伴って、土地の固定資産税等はどのようなことに気を付けなければならないのでしょうか。

なお、今年の賦課期日（1月1日）現在と土地の区画などの変更はしない予定です。

A 固定資産税等はその年度の賦課期日現在（平成14年度では、平成14年1月1日）の利用状況によって、課税することとされています。そして、この賦課期日に住宅の敷地となっている土地（以下「住宅用地」という。）については、次のような住宅用地の課税標準の特例が設けられており、住宅の敷地となっていない土地に比べて、税負担の軽減が図られています。また、都市計画税についても一定の軽減が図られています。

宅地の区分と課税標準額の特例

特例率

区 分	土地の利用状況と面積区分		本則課税標準額	
			固定資産税	都市計画税
住宅用地	小規模住宅用地 一般住宅用地	200㎡以下の部分	価格×1/6	価格×1/3
		200㎡を超える部分	価格×1/3	価格×2/3
非住宅用地	店舗、工場の住宅以外の敷地や空地		価格＝本則課税標準額	

（注）アパート・マンション等の場合は（戸数×200㎡）以下の部分が、小規模住宅用地となります。

この住宅用地の課税標準の特例は、賦課期日現在住宅の敷地となっていないと適用がありません。

ただし建て替え中であっても、当該年度の賦課期日において住宅の建築に着手しており、翌年度の賦課期日前にその住宅が完成するものと認められるものであることなど、一定の要件を満たす場合には、住宅用地の課税標準の特例が適用され、税負担の軽減が受けられる場合があります。

詳しくは、土地所在の区役所課税課までお問い合わせください。